

## 利用許可申請にあたっての規定

本規定は、広島県緑化センター内の施設や設備を利用しようとする場合のルールを定めたものです。ご利用にあたっては、事前に申請が必要な場合がありますので、十分に本書をご確認の上、利用の申し込みをお願いします。

1. 事前に許可が必要な行為（広島県都市公園条例第二条による）
  - 1) 物品の販売や頒布すること
  - 2) 競技会、集会、展示会その他の催しのために公園全体または一部を独占利用すること
  - 3) 募金、署名活動、その他これに関連すること
  - 4) 業として写真または映画を撮影すること
  - 5) 興業を行うこと
  
2. 許可を受けることで独占利用できる施設
  - 1) 建物、部屋
    - ・管理事務所の会議室、学習展示館の学習室、緑の相談所
  - 2) 広場など
    - ・多目的広場、芝生広場、ファミリー広場、集いの広場、わんこひろば、苗畑など
  - 3) 駐車場
    - ・第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場、第5駐車場
  - 4) 休憩所など
    - ・東屋、展望台
  
3. 利用許可ができない行為
  - 1) 営利目的の行為で、緑化センターの設置目的である緑化の推進などに関係ない行為
  - 2) 公益を害す、または風俗を乱す恐れがある、または住民の福祉を増進する目的に適当でないと認められる行為
  - 3) 施設等をき損、汚損する恐れがあると認められる行為
  - 4) 集団・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益となると認められる行為
  - 5) 都市公園の管理及び運営上支障があると認められる行為
  - 6) 直前の申請で、受付審査を行う時間的余裕がない場合
  - 7) 混雑が予想される日時における独占利用

## 4. 利用許可申請

### 1) 受付期間

- ・利用しようとする日の3か月前から受付を開始し、利用しようとする日の1か月前まで受付をします。ただし、グラウンドゴルフ利用に関しては、これまで通り2か月前からの受付とします。
- ・新規のご利用者に対しては、利用しようとする日から1か月以内では、利用許可の審査ができず、お断りさせていただくことがあります。ご了承ください。ただし、ご利用内容によっては、1か月以内でも受付を行う場合もあります。お電話などで事前にお問い合わせください。

### 2) 受付方法

- ・新規で利用される場合は、利用許可内容を審査させていただきますので、まずはお電話などでお問い合わせください。その際、以下のことをお知らせください。
  - ①申請者の住所、氏名、電話番号、また必要に応じてFAX番号、メールアドレス
  - ②申請団体の概要、とくに活動目的、活動頻度、活動実績など
  - ③利用しようとする日時、場所、人数
  - ④利用しようとする行為の内容
  - ⑤営利行為の有無

### 3) 許可内容の審査

- ・はじめにお知らせいただいた内容で、許可を出すことができるかを審査します。申請内容によっては多少お時間をいただくこともありますので、余裕をもってはじめのお問い合わせをいただきますようお願いいたします。

### 4) 書類提出のお願い

- ・申請内容によってはさらに以下の書類が必要となる場合があります。こちらから書類の提出をお願いした場合は、できるだけ速やかにご対応いただきますようお願いいたします。想定される書類は以下の通りです。
  - ①申請者の詳細がわかる約款や組織図
  - ②利用しようとする活動範囲図
  - ③利用しようとする行為の安全対策、連絡体制表
  - ④参加者から費用を徴収する場合は収支計画表

5) 利用許可申請書提出のお願い

- ・申請内容に問題がない場合にはこちらから連絡いたします。その後に、利用許可申請書の提出をお願いします。書類の様式は、ホームページからダウンロードできます。

[https://ryokka-c.jp/info/wp-content/uploads/2023/02/koui\\_kyokashinseisyo.pdf](https://ryokka-c.jp/info/wp-content/uploads/2023/02/koui_kyokashinseisyo.pdf)

6) 利用許可通知書

- ・利用許可申請書のご提出後に、最終的に利用許可の可否について判断がなされ、問題がない場合には、利用許可通知書をお渡しします。

7) ご利用当日のお願い

- ・利用許可通知書をお持ちください。
- ・ご利用開始前、および終了後には管理事務所にご連絡をお願いします。
- ・ご利用中に、管理事務所職員による見守りを実施することがあります。

5. ご利用中の許可の取り消しなど

ご利用中に、利用許可通知書に記載している条件に違反したときは、許可を取り消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止、原状回復、もしくは公園からの退去を命じることがあります。

条件の一例は以下の通りです。

- 1 行為の開始及び終了に対しては、管理事務所申し出て指示を受けること。
- 2 行為の際は、公園一般利用者の妨げにならないよう必要な措置を講じること。
- 3 公園施設及び設備をき損し、または汚損しないこと。
- 4 公園内の美化清掃に努めること。
- 5 火器を使用しないこと。
- 6 公園の使用に伴う施設の破損及び事故等の処理は、主催者側で負担し、責任を持って対処すること。
- 7 他人に迷惑をかける行為、または他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。
- 8 実施に当たっては、管理事務所職員と実施方法、安全対策等について十分な協議を行い、管理事務所職員の指示に従うこと。

ご不明な点がございましたら、広島県緑化センターまでお問い合わせください。

皆様のご利用をお待ちしております！

なお、本規定は事前の通告なしに改変をする場合があります。